

第九一回

参第四号

所得税法の一部を改正する法律（案）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号中「十分の一」を「百分の五」に改め、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一之二 ^{かん}鰥夫 次に掲げる者で老年者に該当しないものをいう。

イ 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、妻と死別した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が三百万円以下であるもの

第二条第一項第四十七号中「第九十条」を「第九十条第一項」に改め、同条第三項中「（第九十二条（配当控除）を除く。）」を削る。

第九条第一項第五号を次のように改める。

五 給与所得を有する者で通勤するものの受ける給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものに相当する部分として政令で定めるもの

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六之二 給与所得を有する者の受ける給与のうち、夜勤手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十八条（夜勤手当）に規定する夜勤手当をいう。）及びこれに類する給与で政令で定めるもの（それらの勤務一時間当たりの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりの給与額として計算した額の百分の二十五を超える場合においては、その超える額の合計額に相当する部分を除く。）

第九条第一項第十一号イを次のように改める。

イ 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの（その年中における株式又は出資の売買（政令で定める売買を除く。）の回数が二十回以上で、かつ、その売買をした株数又は口数（額面金額又は出資一口の金額が五十円として表示されていないものについては、これを五十円として計算した場合の株数又は口数）の合計が十万以上である場合に係る当該有価証券の譲渡による所得は、これに該当するものとする。）

第二十一条第一項第五号中「第三章第二節（税額控除）の規定により配当控除及び」を「第九十五条（外国税額控除）の規定により」に改める。

第二十八条第三項第四号中「六百万円を超える」を「六百万円を超え八百五十万円以下

である」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項に規定する収入金額が八百五十万円を超える場合 百九十万円

第二十八条に次の二項を加える。

5 その年中の給与等の収入金額に係る必要経費の額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える者に係る給与所得の金額は、第二項の規定にかかわらず、当該給与等の収入金額から当該超える部分の金額と第三項に規定する給与所得控除額との合計額を控除した残額とする。

一 当該収入金額が百五十万円以下である場合 当該収入金額の十分の二に相当する金額（当該金額が二十五万円に満たない場合には、二十五万円）

二 当該収入金額が百五十万円を超え三百万円以下である場合 三十万円と当該収入金額から百五十万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額

三 当該収入金額が三百万円を超え六百万円以下である場合 四十五万円と当該収入金額から三百万円を控除した金額の十分の〇・五に相当する金額との合計額

四 当該収入金額が六百万円を超える場合 六十万円

6 前項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項に掲げる必要経費の額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

第三十条第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる」を「五十万円に政令で定める勤続年数を乗じて計算した」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第四項第二号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「五十万円」を「百万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その年分の給与所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、旅費、通勤費、衣服費、調査研究費その他の費用で第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額を得るため直接に要したものの（第九条第一項第四号から第七号まで（非課税所得）に掲げる所得に対応するもの、第七十七条の二第一項（労働組合費控除）の規定の適用を受けたもの及びその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

第四十五条第一項中「事業所得の金額」の下に「、給与所得の金額」を加え、同項第三号中「居住者」の下に「又は給与所得を有する居住者」を、「これらの所得」の下に「又は給与所得」を加える。

第四十九条第一項及び第五十条第一項中「第三十七条」を「第三十七条第一項又は第三項」に改める。

第七十二条第一項中「十分の一」を「百分の五」に改める。

第七十三条第一項中「百分の五」を「百分の二」に、「五万円」を「二万円」に改める。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（労働組合費控除）

第七十七条の二 居住者が、各年において、労働組合費を支出した場合には、その支出した金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する労働組合費とは、居住者が、その加入する労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条（労働組合）の規定に基づく労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十八条の二（職員団体）（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）の規定に基づく国家公務員の団体、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二（組合）の規定に基づく国会職員の組合又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条（職員団体）の規定に基づく地方公務員の団体（以下「労働組合等」という。）に対して支出する金額で、労働組合等の通常の業務の運営に要する経常的な費用に充てられるためのものに相当する部分として政令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による控除は、労働組合費控除という。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（寒冷地控除）

第七十八条の二 居住者が、各年において、政令で定める期間、北海道その他寒冷の地域で政令で定めるもの（以下「寒冷地」という。）に居住している場合には、寒冷地に居住することに基因して通常特別に支出する必要があると認められるものとして、居住者が居住する地域ごとに、かつ、居住者が世帯主であるかどうか、居住者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じて政令で定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 居住者が、各年において、前項の政令で定める期間内に、寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した場合、寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した場合又は寒冷地内において同項の政令で定める金額の異なる地域に異動した場合には、同項の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 前二項の規定による控除は、寒冷地控除という。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（鰥夫控除）

第八十一条の二 居住者が鰥夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十三万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、鰥夫控除という。

第八十五条第一項中「寡婦」の下に「、鰥夫」を、「第二条第一項第三十一号イ」の下に「又は同項第三十一号の二イ」を加える。

第八十七条第一項中「損害保険料控除」の下に「、労働組合費控除」を、「寄付金控除」の下に「、寒冷地控除」を、「寡婦控除」の下に「、鰥夫控除」を加える。

第九十二条から第九十四条までの規定を次のように改める。

第九十二条から第九十四条まで 削除

第九十五条第一項中「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「前節（税率）」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八条第一項第一号中「及び第九十二条（配当控除）」を削り、同条第三項中「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「前節（税率）」に改め、同条第四項第二号中「損害保険料控除」の下に「、労働組合費控除」を、「損害保険料」の下に「、労働組合費」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 寒冷地控除に関する規定の適用については、合算対象世帯員に係る第七十八条の二第一項（寒冷地控除）の政令で定める金額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額は、主たる所得者に係る当該政令で定める金額又は当該政令で定めるところにより計算した金額とみなす。

第九十八条第四項第三号中「前二号」を「前三号」に、「又はその合算対象世帯員が支払い若しくは支出した前号」を「、その合算対象世帯員が支払い若しくは支出した第二号」に改め、「損害保険料」の下に「、労働組合費」を、「特定寄付金」の下に「又は合算対象世帯員に係る前号に規定する政令で定める金額若しくは政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「又は寄付金控除」を「、労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第九十九条第一項中「十万円」を「四万円」に改める。

第一百一条中「、第九十八条第一項第一号（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）に規定する合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税の額の計算並びにこれらの規定」を「並びに同項並びに第九十八条第一項及び第二項（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）の規定」に改める。

第一百二十条第一項中「こえる場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額をこえるときは」を「超える場合には」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第二十八条第五項（給与所得）の規定の適用を受ける場合には、その旨

第一百二十条第三項第一号中「又は寄付金控除」を「、労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第一百二十一条第一項中「千万円以下であるもの」の下に「（第百九十条第三項（年末調

整)に規定する確定申告選択者を除く。)」を加え、同項第一号中「第百九十条(年末調整)」を「第百九十条第一項」に改め、同項第二号中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に改め、同号口中「損害保険料控除の額」の下に「、労働組合費控除の額、寒冷地控除の額」を、「寡婦控除の額」の下に「、^{かんと}鰥夫控除の額」を加える。

第百六十五条中「第七十七条」を「第七十七条の二」に、「第七十九条から第八十五条まで(障害者控除等)」を「第七十八条の二から第八十五条まで(寒冷地控除等)」に改める。

第百八十六条第三項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百八十七条中「寡婦」の下に「、^{かんと}鰥夫」を加える。

第百九十条中「千万円以下であるもの」の下に「(第三項に規定する確定申告選択者を除く。)」を加え、同条第二号中二をホとし、同号八中「寡婦」の下に「、^{かんと}鰥夫」を、「寡婦控除の額」の下に「、^{かんと}鰥夫控除の額」を加え、八を二とし、同号口中「支払った」を「支払い又は支出した」に、「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に、「金額及び」を「金額、」に改め、「損害保険料の金額」の下に「及び第七十七条の二第一項(労働組合費控除)に規定する労働組合費の金額」を加え、「支払」を「支払等」に、「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め、同号口の次に次のように加える。

八 第七十八条の二第一項又は第二項(寒冷地控除)に規定する金額(その居住者がその年において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第百九十六条の二第二項(寒冷地控除を受けることができることを証する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十八条の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第百九十条に次の二項を加える。

- 2 居住者で前項に規定する給与等の金額が千万円以下であるもののうち、同項の規定の適用を受けない旨の選択をしようとするものは、その給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該給与等の支払者の氏名又は名称、同項の規定の適用を受けない旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第百九十二条第二項(不足額の徴収)において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書は確定申告選択申告書といい、当該申告書を提出した者は確定申告選択者という。

第百九十一条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百九十二条第一項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に、「同条」を「同項」に

改め、「(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)」を削る。

第百九十四条第一項第二号中「寡婦」の下に「、^{かゝ}鰥夫」を加える。

第百九十五条第一項中「寡婦控除の額」の下に「、^{かゝ}鰥夫控除の額」を加える。

第百九十六条の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条第一項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に、「同条第二号口」を「同項第二号口」に、「又は損害保険料」を「、損害保険料又は労働組合費」に、「主たる給与等の支払者」を「主たる給与等の支払者。次条第一項において同じ。」に改め、同項第三号中「支払つた」を「支払い又は支出した」に、「金額及び」を「金額、」に改め、「損害保険料の金額」の下に「及び第七十七条の二第一項(労働組合費控除)に規定する労働組合費の金額」を加え、同条第二項中「又は損害保険料の金額」を「、損害保険料の金額又は労働組合費の金額」に改め、「支払」の下に「又は支出」を加え、同条第三項中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(給与所得者の寒冷地控除申告書)

第百九十六条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条第一項(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、同項第二号八に規定する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 第七十八条の二第一項又は第二項(寒冷地控除)に規定する金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第二号に規定する金額につき、その控除を受けることができる旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の寒冷地控除申告書という。

第百九十七条中「前三条」を「前四条」に改める。

第百九十八条中「第百九十四条」を「第百九十条第二項(年末調整)又は第百九十四条」に、「第百九十六条」を「第百九十六条の二」に改める。

第二百一条第二項中「第三十条第三項第一号」を「第三十条第三項」に改める。

第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項及び第三項並びに第二百四十二条第三号中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に改める。

別表第一第一号の表の国家公務員の団体(法人であるものに限る。)の項中「(昭和二十二年法律第二十号)」を削り、同表の地方公務員の団体(法人であるものに限る。)の項

中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、同表の労働組合(法人であるものに限る。)の項中「(昭和二十四年法律第七十四号)」を削る。

別表第四(三)中

「 2,400		
2,640		
2,880		
3,120		
3,360		」

を

「 2,400		
2,640		95,300
2,880	95,300 円にその月の社会保	
3,120	険料控除後の給与等の金額	
3,360	のうち 320,000 円を超える	
	金額の 54%に相当する金額	
	を加算した金額	」

に改め、同表(四)中「176,300」を「192,500」に、「60%」を「68%」に改め、同表(五)及び同表(六)を次のように改め、同表備考(一)(4)中「寡婦」を「寡婦、^{かん}鰥夫」に改める。

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	
590,000 円		円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870	
590,000円を超え 680,000円に満た ない金額		590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち590,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000 円		円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370	
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち680,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額								
770,000 円		円 121,200	円 115,970	円 110,900	円 105,820	円 101,000	円 96,650	円 92,430	円 88,570	
770,000円を超え 860,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち770,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								
860,000 円		円 152,700	円 147,470	円 142,400	円 137,320	円 132,500	円 128,150	円 123,930	円 120,070	
860,000円を超え 1,050,000円に満 たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の39%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000 円		円 226,800	円 221,570	円 216,500	円 211,420	円 206,600	円 202,250	円 198,030	円 194,170	
1,050,000円を超え 1,230,000円に満 たない金額		1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,050,000円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額								
1,230,000 円		円 304,200	円 298,970	円 293,900	円 288,820	円 284,000	円 279,650	円 275,430	円 271,570	円 688,900
1,230,000円を超え 1,510,000円に満 たない金額		1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								
1,510,000 円		円 435,800	円 430,570	円 425,500	円 420,420	円 415,600	円 411,250	円 407,030	円 403,170	円 688,900 に、その月の 社会保険料控 除後の給与等 の金額のうち 1,230,000 円 を超える金額 の73%に相当 する金額を加 算した金額
1,510,000円を超え 1,980,000円に満 たない金額		1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,510,000円を超える金額の51%に相当する金額を加算した金額								
1,980,000 円		円 675,500	円 670,270	円 665,200	円 660,120	円 665,300	円 650,950	円 646,730	円 642,870	
1,980,000円を超え 2,900,000円に満 たない金額		1,980,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,980,000円を超える金額の56%に相当する金額を加算した金額								

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶養親族等の数								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	税額								税額
未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900,000円	1,190,700	1,185,470	1,180,400	1,175,320	1,170,500	1,166,150	1,161,930	1,158,070	
2,900,000円を超え3,830,000円に満たない金額	2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち2,900,000円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額								
3,830,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,767,300	1,762,070	1,757,000	1,751,920	1,747,100	1,742,750	1,738,530	1,734,670	
3,830,000円を超える金額	3,830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,830,000円を超える金額の67%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

別表第五(三)中

「	80		
	90		
	100		
	105		
	115		
	120		
	130		
	140		
	145		」

を

「	80		
	90	3,200	
	100	3,200 円に、その日の社会	
	105	保険料控除後の給与等の金	
	115	額のうち 10,700 円を超え	
	120	る金額の 55%に相当する金	
	130	額を加算した金額	
	140		
	145		」

に改め、同表(四)中「5,900」を「6,500」に、「60%」を「68%」に、「27%」を「28%」に、

「 3,970 | 3,795 | 3,625 | 3,455 | 3,295 | 3,150 | 3,010 | 2,880 」

を

「 4,000 | 3,825 | 3,655 | 3,485 | 3,325 | 3,180 | 3,040 | 2,910 」

に、「31%」を「34%」に改め、同表(五)及び同表(六)を次のように改め、同表の備考(一)(4)中「寡婦」を「寡婦、^{かん}鰥夫」に改める。

(五)

その日の 社会保険 料控除後 の給与等 の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
28,500 円	円 5,020	円 4,845	円 4,675	円 4,505	円 4,345	円 4,200	円 4,060	円 3,930	円 2,814	円 2,814	
28,500円を超え 35,000円に満た ない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の39%に相当する金額を加算した金額								円 2,814	円 2,814	
35,000 円	円 7,555	円 7,380	円 7,210	円 7,040	円 6,880	円 6,735	円 6,595	円 6,465	円 4,504	円 4,504	
35,000円を超え 41,000円に満た ない金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額								円 4,504	円 4,504	
41,000 円	円 10,135	円 9,960	円 9,790	円 9,620	円 9,460	円 9,315	円 9,175	円 9,045	円 23,030	円 6,424	
41,000円を超え 50,500円に満た ない金額	41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								円 23,030	円 6,424	
50,500 円	円 14,600	円 14,425	円 14,255	円 14,085	円 13,925	円 13,780	円 13,640	円 13,510	円 13,510	円 13,510	
50,500円を超え 66,000円に満た ない金額	50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の51%に相当する金額を加算した金額								円 13,510	円 13,510	
66,000 円	円 20,505	円 22,330	円 22,160	円 21,990	円 21,830	円 21,685	円 21,545	円 21,415	円 21,415	円 21,415	
66,000円を超え 96,500円に満た ない金額	66,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち66,000円を超える金額の56%に相当する金額を加算した金額								円 21,415	円 21,415	
96,500 円	円 39,585	円 39,410	円 39,240	円 39,070	円 38,910	円 38,765	円 38,625	円 38,495	円 38,495	円 38,495	
96,500円を超え 127,500円に満た ない金額	96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額								円 38,495	円 38,495	

(六)

その日の 社会保険 料控除後 の給与等 の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
127,500 円		円 58,805	円 58,630	円 58,460	円 58,290	円 58,130	円 57,985	円 57,845	円 57,715		
127,500円を超える 金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の67%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額		

別表第六中注及び備考以外の部分を次のように改め、同表の備考(二)中「寡婦」を「寡婦、^{かん}鰥夫」に改める。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に 乗す率	甲																乙			
	扶養親族等の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	49千円	未満	67千円	未満	93千円	未満	120千円	未満	146千円	未満	173千円	未満	196千円	未満	219千円	未満				
2	49	52	67	72	93	103	120	132	146	161	173	188	196	213	219	238				
4	52	56	72	80	103	114	132	147	161	179	188	206	213	232	238	258				
6	56	60	80	141	114	172	147	189	179	204	206	223	232	251	258	279				
8	60	65	141	203	172	218	189	232	204	252	223	278	251	304	279	330				
10	65	231	203	246	218	268	232	293	252	318	278	343	304	364	330	381	152千円	未満		
12	231	282	246	305	268	329	293	353	318	370	343	387	364	405	381	422				
14	282	342	305	360	329	376	353	392	370	409	387	425	405	443	422	462				
16	342	381	360	398	376	414	392	431	409	448	425	466	443	485	462	505				
18	381	427	398	442	414	458	431	475	448	493	466	514	485	536	505	558				
20	427	469	442	486	458	504	475	527	493	550	514	573	536	569	558	584	152	241		
22	469	514	486	536	504	557	527	562	550	579	573	594	569	610	584	625				
24	514	567	536	575	557	589	562	604	579	616	594	628	610	644	625	661				
26	567	591	575	605	589	621	604	636	616	652	628	667	644	682	661	698				
28	591	639	605	642	621	657	636	672	652	688	667	704	682	721	698	740	241	328		
30	639	656	642	672	657	688	672	704	688	723	704	745	721	766	740	782				
32	656	687	672	703	688	721	704	744	723	766	745	787	766	808	782	829				
35	687	783	703	760	721	782	744	805	766	827	787	849	808	871	829	893	328	415		
38	783	829	760	850	782	872	805	893	827	915	849	936	871	958	893	979				
41	829	951	850	972	872	992	893	1,013	915	1,034	936	1,055	958	1,076	979	1,097				
44	951	1,051	972	1,073	992	1,094	1,013	1,116	1,034	1,137	1,055	1,159	1,076	1,180	1,097	1,201	415	526		
47	1,051	1,206	1,073	1,227	1,094	1,247	1,116	1,267	1,137	1,288	1,159	1,308	1,180	1,328	1,201	1,350				
50	1,206	1,433	1,227	1,457	1,247	1,481	1,267	1,505	1,288	1,529	1,308	1,553	1,328	1,578	1,350	1,602	526	717		
55	1,433	1,849	1,457	1,873	1,481	1,898	1,505	1,923	1,529	1,946	1,553	1,970	1,578	1,994	1,602	2,018	717	925		
60	1,849	2,683	1,873	2,707	1,898	2,731	1,923	2,755	1,946	2,779	1,970	2,803	1,994	2,828	2,018	2,852	925	1,342		
65	2,683千円以上		2,707千円以上		2,731千円以上		2,755千円以上		2,779千円以上		2,803千円以上		2,828千円以上		2,852千円以上		1,342千円以上			

別表第七の注中「第百九十条第二号」を「第百九十条第一項第二号」に改め、同表の備考（一）中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同表の備考（一）

（５）の次に次のように加え、同表の備考（二）中「寡婦」を「寡婦、^{かひ}鰥夫」に改める。

（６） 給与所得者の保険料控除等申告書により申告された労働組合費（第七十七条の二第一項（労働組合費控除）に規定する労働組合費をいう。）の金額がある場合には、その金額

（７） 給与所得者の寒冷地控除申告書により申告された第百九十六条の二第一項第二号（控除されるべき金額）に規定する金額がある場合には、その金額

別表第七の付表中

「	6,000,000	10,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,050,000 円を 控除した金額	」
		10,000,000 円	7,950,000 円	

を

「	6,000,000	8,500,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,050,000 円を 控除した金額	」
	8,500,000	10,000,000	給与等の金額か ら 1,900,000 円 を控除した金額	
		10,000,000 円	8,100,000 円	

に改める。

別表第八の備考中「第三十条第三項第一号」を「第三十条第三項」に改める。

別表第八の付表中注及び備考以外の部分を次のように改める。

別表第八の付表（第二百一条関係）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 1,000	千円 3,000
3年	1,500	3,500
4年	2,000	4,000
5年	2,500	4,500
6年	3,000	5,000
7年	3,500	5,500
8年	4,000	6,000
9年	4,500	6,500
10年	5,000	7,000
11年	5,500	7,500
12年	6,000	8,000
13年	6,500	8,500
14年	7,000	9,000
15年	7,500	9,500
16年	8,000	10,000
17年	8,500	10,500
18年	9,000	11,000
19年	9,500	11,500
20年	10,000	12,000
21年	10,500	12,500
22年	11,000	13,000
23年	11,500	13,500
24年	12,000	14,000
25年	12,500	14,500
26年	13,000	15,000
27年	13,500	15,500
28年	14,000	16,000
29年	14,500	16,500
30年	15,000	17,000
31年	15,500	17,500
32年	16,000	18,000
33年	16,500	18,500
34年	17,000	19,000
35年	17,500	19,500
36年	18,000	20,000
37年	18,500	20,500
38年	19,000	21,000
39年	19,500	21,500
40年	20,000	22,000
41年以上	20,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(通勤に必要な額に相当する給与部分の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第九条第一項第五号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けるべき給与に係る同号に規定する部分について適用し、施行日前に受けるべき給与に係る当該部分については、なお従前の例による。

(夜勤手当の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第六号の二の規定は、施行日以後に受けるべき同号に掲げる夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについて適用し、施行日前に受けるべき当該夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについては、なお従前の例による。

(配当控除の廃止に関する経過措置)

第五条 施行日前に支払を受けるべき改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条 新法第四編第二章第一節の規定及び新法別表第四から第六までは、施行日以後に支払うべき新法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下「給与等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第百九十四条第一項の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(年末調整に関する経過措置)

第七条 新法第百九十条第一項及び第三項の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十五年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

2 新法第百九十条第二項、第百九十六条第一項及び第二項並びに第百九十六条の二の規定は、それぞれ、施行日以後に提出する確定申告選択申告書、給与所得者の保険料控除等申告書及び給与所得者の寒冷地控除申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 新法第二百一条の規定並びに新法別表第八及び同表の付表は、施行日以後に支払

うべき新法第九十九条に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

（施行日前に死亡した者等に係る更正の請求）

第九条 施行日前に昭和五十五年分の所得税につき旧法第二百五条又は第二十七条（これらの規定を旧法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十六年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

- 2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項（新法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十条 昭和五十五年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を超過するときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年十二月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超過の金額の還付を請求することができる。

- 2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和五十五年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。
- 3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日

又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（他の法律の一部改正）

第十一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に改める。

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第四項第三号中「第九十二条及び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第二十八条の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条」を「同条」に改める。

第二十九条の四第三項第三号中「第百九十条第二号」を「第百九十条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第三項」に改める。

第三十一条第三項第三号中「第九十二条及び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十一条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条」を「同条」に改める。

第四十一条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定による控除すべき金額は、所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税山林所得金額に係る所得税額又は同項に規定する課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除すべき金額がその年分の所得税額を超えるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第四十一条の二第一項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に、「同条」を「同項」に、「同条第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項第二号中「「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第一項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定による控除をされる金額との合計額」」を「「場合には」とあるのは、「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後

の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十一条の二第一項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定による控除をされる金額を超えるときは」に改める。

第四十一条の四第一項中「第九十二条第一項に規定する所得税額」を「第二編第三章第一節の規定による所得税の額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第四十一条第五項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。

第四十一条の五第一項中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に、「同条」を「同項」に、「同条第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項第二号中「「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額との合計額」を「「場合には」とあるのは、「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額を超えるときは」に改める。

第四十一条の十四第二項の表の上欄中「第百九十条第二号八」を「第百九十条第一項第二号二」に改める。

第十三条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第五条の規定によりなおその効力を有する旧法第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、附則第十二条の規定による改正前の租税特別措置法の規定は、なおその効力を有する。

理 由

最近における国民生活の実情と所得税負担の現状にかんがみ、かつ、現行の所得税制度を是正する見地から、給与所得者の確定申告選択制度及び必要経費の実額控除制度の創設、給与所得者の通勤手当の非課税限度の撤廃、退職所得控除額の引上げ並びに夜勤手当の非課税制度、労働組合費控除制度、寒冷地控除制度及び鰥夫控除制度等の創設によりその負担の軽減を図るとともに、有価証券の譲渡による所得の課税の強化、配当控除制度の廃止及び給与所得控除の最高限度額の設定により税制における負担の公平化の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。